

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則十三―〇(一般職の任期付職員に関する規則)の一部を改正する規則	六
○人事委員会規則十三―一(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則	六
○人事委員会の権限(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する告示	七
○人事委員会の権限(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部を改正する告示	七

人事委員会

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―三十三―五十九

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

ページ

第一条中「職務の級についての標準的な職務の内容」を「職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務の内容」に改める。

第三条を次のように改める。

(級別標準職務)

第三条 給与条例第四条第三項の規則で定める職務は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一

級別標準職務表(第三条関係)

給料表の種類	職務の級	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務
行政職給料表	1級	
	2級	
	3級	1 企画員の職務 2 専門検査員の職務 3 教務主任の職務 4 副主任指導員の職務 5 事務長(給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表(以下この表において「職務表」という。)中行政職給料表三級の項第五項に規定するものを除く。)の職務
	4級	1 主任専門検査員の職務 2 所長代理の職務 3 主任指導員の職務 4 困難な業務を行う企画員の職務 5 困難な業務を行う専門検査員の職務 6 困難な業務を行う教務主任の職務 7 困難な業務を行う副主任指導員の職務 8 困難な業務を行う事務長(職務表中行政職給料表四級の項第四項に規定するものを除く。)の職務 9 困難な業務を行う主任又は技術主任の職務
	5級	1 首席専門検査員の職務 2 副監査専門監の職務 3 規模の小さい地方機関の長の職務

6級	1 本庁又は委員会等の事務局の副参事又は技術副参事の職務	3級	1 交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務
	2 総括専門検査員の職務		2 交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務
7級	3 極めて困難な業務を行う地方機関の部長、局長又は支所長の職務	4級	1 警察署の課長（職務表中公安職給料表五級の項第三項に規定するものを除く。）の職務
	4 特に困難な業務を行う地方機関の副所長、技術副所長、副校長又は部長の職務		2 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務
8級	5 困難な業務を行う地方機関の部長又は支所長の職務	5級	1 警察本部、市警察部又は警察署の次長の職務
	6 地方機関の副参事又は技術副参事の職務		2 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察又は宮城県警察機動隊の副隊長の職務
7級	7 警察本部の監察官、会計調査官、施設調査官、相談指導官、情報管理調査官、企画調査官、給与調査官、教養調査官又は少年相談指導官の職務	9級	3 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務
	8 宮城県警察組織規則（昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号）（以下この表において「警察組織規則」という。）第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長、所長又は工場長の職務		4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、職務倫理教官、術科指導官、地域指導官、通信指令官、検視官、交通事故鑑識官又は総合情報分析官の職務
8級	9 宮城県警察交通管制センターの交通管制官の職務	10級	5 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務
	10 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務		6 宮城県警察交通機動隊又は宮城県警察高速道路交通警察隊の分駐隊長の職務
7級	11 警察本部の副参事又は技術副参事の職務	11級	7 警察学校の科長の職務
	12 警察署の会計官の職務		8 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務
8級	13 警察署の副参事の職務	12級	9 警察学校の科長の職務
	14 高等学校又は特別支援学校の事務部長の職務		10 警察学校の課長代理の職務
7級	15 海洋総合実習船の船長の職務	13級	11 警察本部の術科指導官、少年育成官又は交通事故分析官の職務
	職務内容及び責任の程度が、職務表中行政職給料表七級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの		12 警察学校の科長の職務
8級	1 危機管理監の職務	14級	13 警察署の課長代理の職務
	2 本庁又は委員会等の事務局の参事又は技術参事の職務		14 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校又は小学校の総括主幹の職務

公安職給料表

3級	3 監査監の職務
4級	4 極めて困難な業務を行う地方機関の副所長又は副館長の職務
5級	5 警察本部の参事の職務
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の理事又は技監の職務
7級	2 教育監の職務
8級	
9級	
10級	
11級	
12級	
13級	
14級	

<p>9 宮城県警察交通反則通告センターの通告補佐官の職務 10 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 11 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務</p>	<p>るものを除く。)の職務</p>
<p>6級 職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表六級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの</p>	<p>2級 1 高等学校又は特別支援学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（以下この表において「地方教育行政法」という。）第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務</p>
<p>7級 1 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の隊長の職務 2 宮城県警察科学捜査研究所の所長の職務 3 警察本部の上席監察官、監察官、相談調査官、人事調査官、生活安全捜査指導官、人身安全対策官、少年事件指導官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、警ら指導官、刑事指導官、総括検査指導官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、告訴事件指導官、特別捜査指導官、組織窃盗対策官、国際犯罪捜査指導官、暴力団対策官、暴力団捜査指導官、銃器薬物捜査指導官、交通規則企画官、交通事故事件捜査統括官、被害者連絡調整官、交通聴聞官、警備指導官又は警備警護対策官の職務 4 警察本部又は市警察部の管理官の職務 5 警察学校の副校長の職務 6 特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 7 特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 8 宮城県警察交通反則通告センターの通告官の職務 9 警察署の副署長の職務 10 警察署の刑事官又は地域交通官の職務</p>	<p>特2級 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務 3級 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務 4級 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務</p>
<p>8級 職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表八級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの</p>	<p>1級 1 中学校又は小学校の講師（任用の期限を付さない講師に限る。）の職務 2 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務</p>
<p>9級 1 組織犯罪対策局長の職務 2 警察本部の参事官の職務</p>	<p>特2級 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務</p>
<p>1級 教育職給料表（一）級別資格基準表の学歴免許等区分において「短大卒」が適用される高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭（職務表中教育職給料表（一）二級の項第一項に規定す</p>	<p>3級 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務 4級 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務</p>

教育職給料表

(一)

教育職給料表

(二)

		た指導主事のうち地方機関の副参事の職務	
研究職給料表		1級	
		2級	
		3級	<ol style="list-style-type: none"> 1 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務 2 警察本部の技術副参事の職務 3 警察本部の科長の職務 4 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務
		4級	<ol style="list-style-type: none"> 1 困難な研究を行う試験研究機関の副所長又は副場長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う警察本部の技術副参事の職務
		5級	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁の技術参事の職務 2 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3 研究連携推進監の職務 4 研究管理監の職務 5 東北歴史博物館又は美術館の副館長の職務
医療職給料表 (一)		1級	
		2級	<ol style="list-style-type: none"> 1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術次長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う主任主査の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
		3級	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療監の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術副参事の職務 3 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術次長の職務
		4級	<ol style="list-style-type: none"> 1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技監の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う次長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技術参事の職務
		1級	
医療職給料表 (二)		2級	
		3級	
		4級	
		5級	特に困難な業務を行う技術主査の職務
		6級	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務
		7級	
医療職給料表 (三)		1級	
		2級	
		3級	
		4級	
		5級	特に困難な業務を行う技術主査の職務
		6級	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務
備考			
<ol style="list-style-type: none"> 1 この表中「本庁」とは、部制条例（昭和三十五年宮城県条例第四十一号）により設けられた部及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（以下この表において「法」という。）第百五十八条第一項の規定により設けられた課室並びに法第百七十一条第五項の規定により設けられた出納局及び出納局の下に設けられた課室をいう。 2 この表中「委員会等の事務局」とは、法第百三十八条第一項に規定する事務局並びに法第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の事務局をいう。 3 この表中「地方機関」とは、法第百五十五条第一項に規定する地方事務所、法第百五十 			

六条第一項に規定する行政機関（警察署を除く。）、法第五十八条第一項の規定により設けられた内部組織のうち本庁に属さないもの、法第二百四十四条第一項に規定する公の施設、地方教育行政法第十七条第二項に規定する内部組織のうち委員会等の事務局に属さないもの及び同法第三十条に規定する教育機関をいう。

4 この表中「警察本部」とは、県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年宮城県条例第三十一号）により設けられた部及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十四条第一項に規定する警察学校をいう。

5 この表中「市警察部」とは、警察法第五十二条第一項に規定する市警察部をいう。

6 この表中「警察署」とは、警察法第五十三条第一項に規定する警察署をいう。

別表第二ホの備考及び同表への備考之中「相当」を削ぐ。

別表第三の中学校の欄(1)中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第五の備考4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」と「課程又は兼学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改める。

別表第七ハの表中

38	39	40	41	42	43	44
37	38	38	39	39		

40	40	41	42	43
----	----	----	----	----

に改め、別表第七ホの表中

30	30	31	31	32	32	33	33	34	34
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

35	35	36
----	----	----

を

29	30	30	30	31	31	31	32	32	32	33	34	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第

七トの表中

62	62	62	62	62	63	63	63	63	63	63	63	64	64	64	61	62
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

62	62	62	62	62	63	63	63	63	63	63	63	64	64	64
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「改正後の規則」という。）の規定（別表第七の改正規定に限る。）は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の規則七―三十三（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。
- 5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第三号。以下「改正条例」という。）附則第二項から第四項までの規定の適用を受ける職員については、改正後の規則第三条の規定は適用せず、改正前の規則第三条の規定は、改正条例第四条第三項によりその者が属することとなる職務の級（以下「新職務の級」という。）が、改正前の給与条例第四条第三項の規定によりその者が属することとなる職務の級に達するまでの間、なおその効力を有する。
- 6 (改正条例附則第二項の規定で定める職員)
 - 一 平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）以降に降格をした職員
 - 二 施行日以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがあるほかの職種に属する職務への異動をいう。次項において同じ。）をした職員
 - 三 施行日前に次に掲げる期間（この号及び次項において「休職等期間」という。）がある職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（規則七―三十三第四十三条、規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）第五条、育児休業条例第八条、自己啓発等休業条例第十条又は配偶者同行休業条例第十条の規定による号俸の調整をいう。次項において同じ。）をされたもの
 - イ 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ロ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
 - ハ 法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ニ 法第五十五条の第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 ホ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしていた期間

ヘ 育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間
 ト 外国派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間
 チ 職員勤務時間条例第十三条又は学校職員勤務時間条例第十一条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

リ 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間
 四 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（権衡職員の範囲）

7 改正条例附則第三項の規則で定める職員は、前項第二号から第四号までに掲げる職員（前項第一号に定める職員に該当することとなった場合を除く。）のうち、次の各号に掲げる区分のいずれかに該当する職員とする。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員 新職務の級が施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に属することとなる職務の級より下位の職務の級に属することとなるもの

二 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた職員 新職務の級が施行日の前日に当該復職時調整があつたものとした場合に属することとなる職務の級より下位の職務の級に属することとなるもの

8 改正条例附則第四項の規則で定める職員は、人事交流等職員（施行日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員及び公益的法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。）（第六項第一号に定める職員に該当することとなった場合を除く。）のうち、新職務の級がその者が引き続き給料表の適用を受けていたならば施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属することとなるものとする。

人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則十三一〇―四

委員長 小 川 竹 男

人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則
 人事委員会は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）に基づき、人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
 第六条を削る。

第七条中「特定任期付職員」の下に「（任期付職員条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）第十条」を「規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）第九条」に、「規則十三一〇第十条」を「規則十三一〇第九条」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十三一〇―五
 人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号）に基づき、人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。
 第四条を削る。

第五条中「第一号任期付研究員」の下に「(任期付研究員条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。)」を、「第二号任期付研究員」の下に「(任期付研究員条例第五条第二項に規定する第二号任期付研究員をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第二号

人事委員会の権限(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部委任の一部を改正する告示

人事委員会は、人事委員会規則二十二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十五年人事委員会告示第一号(人事委員会の権限(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十八年三月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

一 二の(23)中「イの標準的な職務」を「給与条別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務」に改める。

二中(33)を(34)とし、(30)から(32)を(31)から(33)とし、(29)の次に次のように加える。

(30) 給与条別表第五の二級別標準職務表の標準的な職務欄中人事委員会が認めるものについて定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会の権限(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部の委任の一部を改正する告示

人事委員会は、人事委員会規則二十二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平成十五年人事委員会告示第二号(人事委員会の権限(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部の委任)の一部を次のように改正した。

平成二十八年三月二十二日

宮城県人事委員会

一 二の(6)中「第十二条」を「第十一条」に改める。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

委員長 小 川 竹 男